# 被害者死亡事件における量刑判断に影響を及ぼす要因

# についての研究

## -一般市民感覚に基づいて-

氏名 望月 克海

(駿河台大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻 修士課程2年)

指導教員 川邉 讓 教授

キーワード: 情状鑑定, 同情, 裁判員制度

#### 問題と目的

日本の刑事裁判における量刑判断に重要な役割を果たしているものに情状鑑定があり、多くの臨床心理専門職が関与している。2009 年から開始されている裁判員裁判では、その量刑判断において、裁判官のみによる裁判よりも情状酌量に影響する要因として法的判断以外の要素が反映される余地が大きいと考えることができる。その意味で裁判員裁判において情状状鑑定を行う臨床心理専門職は、従来以上に多様な情状要素を総合的に斟酌して意見を述べる必要があると考えられる。

情状酌量において、裁判官のみによる裁判よりも裁判員裁判において影響力を持つと考えられる要素のひとつに裁判員の被告人に対するいわゆる「同情」があると考えられる。一般市民の刑事被告人への同情要素が量刑判断にどのような影響を与えるかを検討する試みは必ずしも多くはない。そこで、本研究では、適切な情状鑑定の実施に資するべく、いくつかの同情要素を含む架空の被害者死亡事件を呈示し、それに対して、一般市民がどのような量刑判断を下すかを分析し、量刑判断にそのような同情要素が影響するかを検討することとした。

#### 方法

第一調査:協力者は、関東圏内の大学に通う大学院生8名(男性3名,女性5名)であった。「殺人事件のニュースを見聞き した際に加害者へ同情することがあるか」という質問を軸に 半構造化面接を実施した。

第二調査:質的研究で得られた5つの要素を基に、事件の過失性、加害者の年齢、社会的身分、被虐待体験、関係者の対応の悪さ、経済面への支援不足、精神障害の有無・程度、犯罪態様、更生の意欲を組み合わせた4つの架空の犯罪事例を作成し、各事例に対して加害者への同情の程度と科すべき刑の程度を、オンライン調査により尋ねた。調査対象は、全国の20代から60代の男女各50名ずつ計500名であった。

### 結果と考察

第一調査において、KJ 法により質的に分析した結果、同情要素として、「加害者の動機への同情」、「加害者の社会的境

遇への同情」、「加害者への評価が不能であることから生じる同情」、「加害者の反省度合いに対する同情」の4つが抽出された。また、これに加えて「加害者への同情ができない要素」も抽出された。

第二調査において、事例間や事例内などで情状要素の比較を行った結果、どの犯罪にも同様に強く影響する特定の情状要素はなく、事件の内容や組み合わされ方によって同情の程度と量刑の程度が変わることが明らかになった。たとえば、被害者にも非があり、加害者に年齢が近い場合は、同情の程度は大きく、量刑の程度は軽かった。一方で、強盗殺人のような重大な事件では、加害者と同年代にあったとしても同情の程度は小さくなり、量刑の程度は重くなった。また、被害者の多い大規模な事件において、加害者に精神障害が認められたとしても、同情の程度は小さく、量刑の程度は重く判断された

最高裁判所(2022)の説明によれば、専門知識をもたない裁判員には感覚的判断が求められる。この感覚的判断を推し進めるものは、やはり情状であると思われる。情状鑑定を担当する心理職に必要なことは、裁判員の感覚に訴えるような説明をすることではなくて、裁判員が事件の背景や被告人を理解しやすいように、客観的な情報を提供することが重要であることが示された。

### 主な参考・引用文献

本主 武 (2018). 情状鑑定とは何か. 須藤 明・岡本 吉生・村 尾 泰弘・丸山 泰弘 (編). 刑事裁判における人間行動科 学の寄与一情状鑑定と判決前調査一. 日本評論社.

伊藤 裕司 (2019). 裁判員の判断の心理―心理学実験から迫る―. 慶応義塾大学出版株式会社.

最高裁判所(2022). 裁判員制度 Retrieved from https://www.saibanin.courts.go.jp/index.html (2022 年 10 月 11 日取得).